

議案第 33 号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会の事務所の所在地を、うるま市字大田 77 番地に変更することに伴い、同協議会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会の事務所の所在地を、うるま市字大田 77 番地に変更することに伴い、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約（平成 23 年 7 月 21 日制定）の一部を次のように変更する。

第 6 条中「嘉手納町字屋良 1220 番地」を「うるま市字大田 77 番地」に変更する。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する新旧対照表

新	旧	備考
<p>第6条 協議会の事務所は、<u>うるま市字大田77番地</u>に置く。</p> <p><u>附則</u> <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第6条 協議会の事務所は、嘉手納町字屋良1220番地に置く。</p>	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p>